

2023春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構成組織名	全造幣労働組合
方針決定日	2023年2月下旬
要求提出日	未定
回答指定日	未定

要求項目	要求内容																
(1) 基本的な考え方	未定(以下の項目も同様)																
(2) 基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化 ・賃金水準闘争を強化していくための取り組み 																
(3) 賃上げ要求	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">■月例賃金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○規模間格差の是正 (中小賃上げ要求)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>■男女間賃金格差の是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>■初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低到達水準の協定締結</td> <td></td> </tr> <tr> <td>■一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等で働く労働者への対応</td> <td></td> </tr> </table>	■月例賃金		○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」		○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」		○規模間格差の是正 (中小賃上げ要求)		○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入		■男女間賃金格差の是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当		■初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低到達水準の協定締結		■一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等で働く労働者への対応	
■月例賃金																	
○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」																	
○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」																	
○規模間格差の是正 (中小賃上げ要求)																	
○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入																	
■男女間賃金格差の是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当																	
■初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低到達水準の協定締結																	
■一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等で働く労働者への対応																	

(4) 「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善	
■長時間労働の是正	
■すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み	
■職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み	
■60歳以降の高齢期における雇用と待遇に関する取り組み	
■テレワーク導入にあたっての労働組合の取り組み	
■その他 ・人材育成と教育訓練の充実 ・中小企業、有期・短時間・派遣等で働く労働者の退職給付制度の整備など	
(5) ジェンダー平等・多様性の推進	
・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法 ・ハラスメント対策と差別禁止 ・育児や介護と仕事の両立 ・次世代育成支援対策推進法	
(6) その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入	